

# 障害福祉関係ニュース 平成28年度13号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算346号  
(平成29年2月21日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2  
新霞が関ビル内  
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428  
E-MAIL: [z-shogai@shakyo.or.jp](mailto:z-shogai@shakyo.or.jp)

## ◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

### 1. 障害福祉制度・施策関連情報

- |    |  |        |
|----|--|--------|
| 1  | 共生型サービスの創設を含む「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定される                          | …P. 1  |
| 2  | 平成29年度障害保健福祉部予算案における地域生活支援事業等分について   | …P. 3  |
| 3  | 「社会保障新議会障害者部会（第83回）」が開催されました～協議内容をふまえ、現在障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的な指針のパブリックコメントが実施されています～ | …P. 4  |
| 4  | 平成28年度「全国厚生労働関係部局長会議」が開催される  | …P. 13 |
| 5  | 障害福祉サービス事業所等における第三者評価ガイドラインが発出される  | …P. 17 |
| 6  | 「障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部を改正する件（案）」が示される～障害福祉人材の処遇改善案について、3月1日までパブリックコメントを実施～       | …P. 17 |
| 7  | 厚生労働省より自治体に「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言」が依頼されています                   | …P. 19 |
| 8  | 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理の基準が発出される  | …P. 20 |
| 9  | 平成29年度社会福祉主事資格認定通信課程 募集期間の延長（中央福祉学院）～民間社会福祉事業職員課程・春期コース～                           | …P. 21 |
| 10 | 2017年度・第42期福祉施設長専門講座 募集期間の延長（中央福祉学院）   | …P. 22 |
| 11 | 日本テクノエイド協会「介護ロボットフォーラム2016」のご案内  | …P. 23 |

### 1. 障害福祉制度・施策関連情報

#### 1. 共生型サービスの創設を含む「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定される

平成29年2月7日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

本法律案では、「ニッポン一億総活躍プラン」等に掲げられた、一人ひとりの生きがいとともに創り高め合う地域共生社会の実現に向けて、高齢者、障害者、子ども等全ての地域住民が抱える様々な分野にわたる生活課題を解決するための包括的支援体制の構築や、高齢者と

障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスの創設などのための関係法律の改正が盛り込まれています。

主な内容は以下のとおりです。

(資料より一部抜粋)

## I. 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設・財政的インセンティブの付与の規定の整備

### 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制を作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

## II 介護保険制度の持続可能性の確保

### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

### 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

特に、「3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」においては、「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備」として、以下の3つの施策が示されています。

### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

詳細については、以下のURLよりご参照ください。

[厚生労働省]ホーム > 所管の法令等 > 国会提出法案 > 第193回国会(常会)提出法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/193.html>

## 2. 平成29年度障害保健福祉部予算案における地域生活支援事業等分について

障害福祉関係ニュース345号(平成28年12月28日)において、昨年12月22日に閣議決定された平成29年度予算案の中の厚生労働省障害保健福祉部関係の予算案を報告しました。

そのうち、地域生活支援事業については、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、1/2の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることが示されました。さらに、一部については補助額は定額ではありますが10/10事業と位置付けられています。詳細は以下の四角囲みの中をご参照ください。

(※予算案概要より抜粋)

### 平成29年度予算案における地域生活支援事業等の拡充について

- 意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、効率化・重点化を図りつつ事業の着実な実施を図る。
- また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図る。

#### 1. 平成29年度予算案の概要

地域生活支援事業費補助金 464億円  
 ○地域生活支援事業 464億円  
 (補助率50/100以内)



地域生活支援事業費等補助金 488億円  
 ○地域生活支援事業 454億円  
 (補助率50/100以内)  
 ○地域生活支援促進事業 34億円  
 (補助率1/2、※定額(10/10相当))

## 2. 地域生活支援促進事業（34億円）の概要

(1) 地域生活支援事業からの移行 ① 発達障害者支援体制整備事業 ② 障害者虐待防止対策支援事業 ③ 重症心身障害児者コーディネーター等養成研修事業 ④ 強度行動障害支援者養成研修事業 ⑤ 成年後見制度普及啓発事業 ⑥ 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業 ⑦ 特別促進事業（その他事業からの移行） [18億円]	(2) その他の補助事業からの移行 ① 発達障害児者地域生活支援モデル事業 ② かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 ③ 工賃向上計画支援事業※ ④ 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業） ⑤ 就労移行等連携調整事業 ⑥ 障害者芸術・文化祭開催事業※ [13億円]	(3) 新規事業 ① 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 ② アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 ③ 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業 ④ ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業 ⑤ 「心のバリアフリー」推進事業 [3億円]
--	---	--

※ 定額(10/10相当)は、(2)の③工賃向上計画支援事業の一部及び⑥障害者芸術・文化祭開催事業

## 3. 「社会保障新議会障害者部会（第83回）」が開催されました～協議内容をふまえ、現在障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的な指針のパブリックコメントが実施されています～

社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）の第83回が平成29年1月6日（金）に開催されました。

2月2日よりパブリックコメントが実施されている障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的な指針は当会議において協議された内容をふまえて整理されたものであり、3月4日の期限を経て、3月中には基本指針が告示される予定となっています。

以下、第83回部会で協議された主な内容です。

### （1）障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

今回（第83回）では、前回、前々回の議論をふまえ、平成30～32年度を期間とする第5期の「障害福祉計画」と、第1期となる「障害児福祉計画」の「基本指針の見直し」、「成果目標及び活動指標」に関する事務局最終案が示され、関連して「基本指針」に記載される事項以外の個別施策に係る見直し事項についても、下表のとおりまとめられました。

(資料2-1より一部抜粋)

### 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

#### 1. 基本指針の見直しの主なポイント

##### （1）地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

##### （2）精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者が、地域の一層として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目出すことを政策理念として明確にする。

### (3) 就労定着に向けた支援

- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)が創設されることをふまえ、職業定着率を成果目標に追加する。

### (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する
- ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

### (5) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互にまたは一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- 住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

### (6) 発達障害者支援の一層の充実

- 地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

## 3. その他の基本指針見直しポイント

- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 障害者虐待の防止、擁護者に対する支援
- 難病患者への一層の周知
- 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方
- 情報公表制度による質の向上
- 利用者の安全の確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- 障害福祉人材の確保

(資料2-2より抜粋)

## 成果目標及び活動指標について

### 成果目標① 施設入所者の地域生活への移行

〔成果目標(案)〕

- ① 平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ② 平成32年度末時点で、施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

➤ 第4期計画の目標数値は、①は12%以上削減、②は4%以上の削減であったが、施設入所者の重度化・

高齢化の進行をふまえての引き下げである。

## 成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〔成果目標（案）〕

- ① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
  - ② 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
  - ③ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）
  - ④ 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点の退院率、入院後 6 か月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率）
- ①は、平成 32 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則とする。
  - ②は、平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。
  - ③は、平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を設定する。なお、平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数の全国の目標値は、平成 26 年と比べて 3.9 万人から 2.8 万人減少になる見込みである。
  - ④は、「入院後 3 ヶ月時点の退院率」については 64%以上、「入院後 6 ヶ月時点の退院率」については 84%以上、「入院後 1 年時点の退院率」については 90%以上を、成果目標とする。

## 成果目標③ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

〔成果目標（案）〕

- 平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
- 現行の成果目標を維持する。

## 成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

〔成果目標（案）〕

- ① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数  
平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
- ② 就労移行支援の利用者数  
福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数（サービス等利用計画案をふまえて、アセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者）が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- ③ 就労移行支援の事業所ごとの移行率  
就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- ④ 就労定着支援による職場定着率  
各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする。 ※ また、同事業の効果を検討するため、今後、長期的な定着率も集計することも検討。

**成果目標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等 <新規>**

〔成果目標（案）〕

① 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- ・ 各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

② 医療的ニーズへの対応

- ・ 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。
- ・ 平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

③ その他（二） 放課後等デイサービスの質の向上

- ・ 放課後等デイサービスの質の向上を図るため、放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果の公表の義務化を図る。

⇒基本指針の成果目標ではなく、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）にガイドラインの遵守及び自己評価結果の公表を規定し、義務化を図る（平成 29 年 4 月施行予定）

（資料 2－3 より抜粋）

**個別施策に係る見直し事項**

- ① 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ② 障害を理由とする差別の解消の推進
- ③ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ④ 発達障害者支援の一層の充実
- ⑤ 難病患者への一層の周知
- ⑥ 基幹相談支援センターの設置促進等
- ⑦ 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方
- ⑧ 情報公表制度による質の向上
- ⑨ 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- ⑩ 障害福祉人材の確保

事務局による資料説明後の協議において、委員から意見が述べられました。

**[以下、協議・質疑の内容（主なもの）／事務局による整理]**

- 目標そのものには異論ない。成果目標①地域移行について、目標を達成するために、どのように体制整備を図っていくかが重要である。基幹相談支援センターの障害者支援施設への設置をすべての自治体に義務付けるべきと考える。また、地域移行という

のは、例えば施設からGHに移行された方がいた場合、その後のフォローが非常に重要と考える。障害者支援施設における相談支援の充実を図るとともに、基幹相談支援センターの普及が重要と考える。

⇒〔厚生労働省〕基幹相談支援センターは義務付けよりも、地域のニーズに応じて地域で十分議論して整備をしていただきたい。そういう意味で、義務付けというよりも地域の中で整備することが重要と考えている。

- 障害児支援・放課後デイサービスについて、障害者総合支援法で「必要量に達成している場合と計画の達成に支障があると認める場合は指定しないことができる」とあるので整合性がとれないように感じた。厚労省の考えをお聞かせいただきたい。
- 地域生活支援拠点などの整備に向けた取り組みについて、圏域内の保健・医療・福祉の関係者の連携は大事だが、例えば精神科の医療機関がないような小さな市町村もあることから、市町村枠を超えた都道府県の圏域との連携をとれるような支援措置をお願いしたい。
- 地域生活支援拠点について、全国的に整備が進んでいない要因として 24 時間の緊急相談体制整備に係る人件費等の財源不足が要因と考える。整備には財政的な補助が必要なので要望する。

⇒〔厚生労働省〕地域生活支援拠点の財政支援について、どのような支援が必要か平成 30 年の報酬改定の中でも議論していきたい。

- 障害福祉人材の確保について、マルチ対応できる人材が必要であり、障害だけでなく、高齢や生活困窮者支援等いろいろな研修が受けやすくなるような体制整備を要望する。
- 前回も触れたが、平成 30 年障害児福祉計画について、福祉型障害児入所施設は経過措置が終了する平成 30 年 3 月末までに、“障害児施設として維持”、“障害者施設に転換”、“障害者施設と障害児施設の併設”のいずれかに移行しなければならず、障害児施設として維持した場合、18 歳を超えた障害者の生活の場を探すことになるが、現状、行き先を見つけることに大変苦勞している。混乱が生じることが予想される。経過措置を導入することを要望する。
- 現状は障害児入所施設が 18 歳になった障害者の行先を決めているが、本来は都道府県、市町村が連携してやるべきだと考えている。そのあたりの移行についてどう考えているのかお聞かせいただきたい。また、地域移行先の開拓についての仕組みづくりを要望したい。

⇒〔厚生労働省〕平成 30 年で行き場のない障害者が出る等、現場に混乱が生じないように、関係者の意見を聞きながら、経過措置を導入していく。（障害児の入所施設を担っている）都道府県と（地域の障害福祉政策を担っている）市町村について、入所施設から地域への円滑に支援の移行が図られるように基本指針にどのようなことが盛り込めるか検討していきたい。

- 重症心身障害児・者への入所支援については、「障害児の在り方に関する検討会」報告書（平成 26 年 7 月）においても、児・者一貫した支援が望ましいとの報告もあり、現在の障害児入所施設療養介護が一体的に運営する事業所指定の特例措置について恒久化していただきたい。

⇒〔厚生労働省〕医療型入所施設の障害児・者の一貫した支援についてはご指摘の恒久化を検討したい。



- 難病患者に関する項目が起こされたことには感謝したい。しかし、障害福祉サービス利用が 2,000 人にとどまっており、患者本人及び携わる方への周知が必要である。難病患者の認定マニュアルも様々な場において、周知、徹底をお願いしたい。また、サービス内容が難病患者のニーズに合っていない状況がある。ぜひサービス利用率の向上に関する数値目標を記載していただきたい。
- ⇒〔厚生労働省〕難病患者については、数は少ないが、サービス利用者が右肩上がりが増加している。今回は周知の部分に力を入れ、さらに支援者にもしっかり周知をする必要がある。今回の提案は相談支援者の理解が進むような環境整備を進めていく必要があると考えている。
- 地域生活支援拠点について、平成 29 年度までの整備のところ、実際は進んでいないということで平成 32 年度へ先送りされてしまっている。これまで努力して整備した市町村もあることから、平成 29 年度までに整備する努力を推進する表記を加筆していただきたい。
- ⇒〔厚生労働省〕地域生活支援拠点について、ご指摘をふまえてどのような工夫が指針とできるか検討していきたい。
- 相談支援の活動指標が、計画相談に関する活動指標しかない。基幹相談支援センターなどを重要視し、かつ共生社会の実現に向けてはっきり記載されながら、評価する方法論がない。難しいと思うが評価指標がないと具体的に裏付けが取れにくいのではないか。
- ⇒〔厚生労働省〕相談支援の評価指標について、現状では難しい。今後の検討課題としていきたい。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針構成案について、方向性は賛成だが、「4 地域共生社会の実現に向けた取り組み」は現在の社会福祉の流行のように感じ、他の基本理念と並列すると違和感がある。理念としてふさわしいのか。また、現在進んでいる「我が事・丸ごと」考え方は非常に大事であるが、そのなかで障害者支援の特殊性を留意していただきたい。
- ⇒〔厚生労働省〕地域共生社会の考え方は最近のものではないと認識している。従前より「丸ごと」「我が事」の考え方があり、時代に応じてそれを力強く進めていこうという取扱いである。少なくとも 20 年前から総合相談等の議論があったので、引き続き長期的にわたって進めていく概念であると考えている。
- 高次脳機能障害に関する記載が乏しいので、計画にしっかりと記述していただきたい。また、障害者の文化芸術の創造の機会、作品などの発表の機会の確保についても、計画に盛り込んでいただきたい。
- ⇒〔厚生労働省〕高次脳機能障害や障害者の芸術文化については、どのような表現が出来るか考えていきたい。
- 地域生活支援拠点や GH 等について、地域の財政はかなり厳しい。「どんどん作るぞ」という雰囲気ではなく、今あるものを生かし工夫して整備するようなニュアンスを取り込んでいかないと、各自治体との温度差が広がってしまうと思う。

## (2) 放課後等デイサービス、就労継続支援A型の運用の見直しについて

厚生労働省内山障害福祉課長より、平成29年度より実施を予定している放課後等デイサービス及び就労継続支援A型の運用の見直しについて、下記のとおり説明がなされました。

〔説明内容（概要）〕

- 放課後等デイサービスについては、総費用額が1,446億円と障害児支援全体の64.9%を占め、サービス創設以降、利用者数、事業所数とともに大幅に増加している。その一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が増えているとの指摘があることをふまえ、以下の見直し案を示す。

### ①障害児支援等の経験者の配置

- ア) 管理責任者の資格要件を見直し、障害児・児童・障害者の支援の経験（3年以上）を必須化
- イ) 配置すべき職員を「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上にする

### ②「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守及び自己評価結果公表の義務付ける。

- 就労継続支援A型についても、総費用額が781億円と障害者支援全体の4.4%を占め、近年大幅に増加している。その一方、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、すべての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているとの指摘があることをふまえ、以下の見直し案を示す。

### ①就労の質の向上

- ア) 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるようにする
- イ) 賃金を給付費から支払うことは原則禁止とする

### ②障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、自治体は新たな指定をしないことを可能にする。

事務局からの資料説明後、各委員から本議事に関し、下記のとおり意見が出されました。

〔以下、協議・質疑の内容（主なもの）／事務局による整理〕

### —就労継続支援A型関係—

- 見直し案の方向性には賛成である。しかし、就労継続支援A型は、利用者と雇用契約を結び、最低賃金を支払っていることについては就労継続支援B型と比べ、2歩前進している。あまり厳しくし、角を矯めて牛を殺すことがないように、有効に活用するように指導していただきたい。
- 精神障害者については、労働時間が週30時間以上となると、短時間利用の週29時間の方もおり、就労継続支援A型を利用する人が少なくなる可能性があるため、労働時間に関しては再検討が必要である。
- A型見直しについて基本的には賛成する。A型事業所の不適切な運営事例は、しっかりと取り組んでいる事業所への信頼を棄損することにもなっている。今回の見直しを機に、不適切な運営をしている事業所の退出が進むことを望む。ただし、A型事業所の運営は最低賃金の確保と福祉的支援の両立が求められる難易度の高い事業である。

必要経費を支払うために、積み立てを活用する、法人内の別事業で必要な支援をしつつ効率的な運営をした結果として生まれた収支差額を活用するという事は、現実的にありうる。見直し案1「①事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるように」について原則としてはこれで良いが、しっかりと取り組んでいるA型事業所まで退出を求められることが無いような運用をお願いしたい。

- 基本的には見直し案は賛同している。「賃金を給付から支払うことは原則禁止」について、理解できなくはないが厳しい面がある。就労継続A型は、財政面でも厳しい事業所もあり、柔軟な対応が必要ではないか。また、当然、給付費から事業を進める材料費を補填することは出来ないが、一方で配慮は必要であると感じる。最低賃金は、その辺も考えていただきたい。

#### 〔厚生労働省〕

- 労働時間については、利用者の状態に見合った労働時間があることは承知している。一方、利用者の意向に関わらず、労働時間を一律に短くしている事業所もある。一律にではなく、利用者の状態にあった労働時間という考え方で進めていきたいと思う。
- 突然の閉所に関する問題については、当然、制度の施行とともに経過措置も検討したい。
- 就労継続A型の経費について、しっかりと取り組んでいる就労継続A型事業所が退出を求められることがないように、必要経費として使用できる経費は解釈通知等で示していきたい。

#### －放課後等デイサービス関係－

- 今回の見直しに関して、「利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が増えている」との理由により、見直しを行うことについては、大変ありがたいと感じている。この見直しを行うことにより、今、預けている子どもの預け先がなくなってしまう恐れがある。放課後児童クラブも発達障害児支援を行っていることの周知を徹底していかないと見直しは実現しない。放課後等デイサービスの目的と役割について保護者を含め周知することを同時に行うべきである。記載のある総費用額が144,586万円は、放課後等デイサービスの目的に沿った使い方がされているのかが疑問に感じる金額である。しっかりと支援している事業所とそうでない事業所の差がある。また、支援の差により報酬に差がないことも疑問がある。報酬についても、支援に応じて対価が支払われることが大切。
- 質の低い事業所が突然、閉所するという恐れがある。事業所がなくなることは混乱が生じる。

今回（第83回）の部会の資料は、以下のURLよりご参照ください。

また今回より、即日、厚生労働省ホームページに音声動画が配信されていますので、あわせてご覧ください。

**〔厚生労働省〕 ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会（障害者部会）>社会保障審議会障害者部会（第83回）**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>

その後、これらの議論をふまえ2月9日（木）に厚生労働省より下記のとおり省令が公布されました。

一就労継続支援A型関係一 厚生労働省令第五号に謳われている主な項目

(※高年・障害福祉部にて概要のみ抜粋)

- 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。
- 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- 指定就労継続支援A型事業所および就労継続支援A型事業所は、それぞれの事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかななければならない。
  1. 事業の目的及び運営の方針
  2. 従業者の職種、員数及び職務の内容
  3. 営業日及び営業時間
  4. 利用定員
  5. 指定就労継続支援A型・就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  6. 指定就労継続支援A型・就労継続支援A型の内容（生産活用に係るものに限る。）、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
  7. 通常の事業の実施地域
  8. サービスの利用に当たっての留意事項
  9. 緊急時等における対応方法
  10. 非常災害対策
  11. 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  12. 虐待の防止のための措置に関する事項
  13. その他運営に関する重要事項

◆施行日

平成29年4月1日

一放課後等デイサービス関係一 厚生労働省令第六号に謳われている主な項目

(※高年・障害福祉部にて概要のみ抜粋)

- 配置すべき従業者を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改める。
- 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。
- 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする

場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

○指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、以下に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、改善を図らなければならない。

1. 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適正、障害の特性その他の事業を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
2. 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
3. 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
4. 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
5. 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
6. 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
7. 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

○指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、上記評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

◆施行日

平成29年4月1日

※ただし、改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所の人員、設備及び運営を定めている基準の指定放課後等デイサービスおよび基準該当放課後等デイサービスについては、平成30年3月31日まで経過措置が設けられている。

各省令の原文は下記URLをご参照ください。

**厚生労働省令第5号（就労継続支援A型関係）**

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H170209Q0020.pdf>

**厚生労働省令第6号（放課後等デイサービス関係）**

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H170209Q0010.pdf>

#### 4. 平成28年度「全国厚生労働関係部局長会議」が開催される

厚生労働省では、1月19日（木）～20日（金）の2日間にかけて、都道府県、指定都市、中核市を対象に「平成28年度全国厚生労働関係部局長会議」を開催しました。

昨年12月22日に閣議決定され、1月20日から開会されている第193回通常国会に提出された平成29年度予算案をふまえ、4月からの施行が予定されている各種施策等について説明がありました。

今回の会議における社会・援護局障害保健福祉部の説明事項については、以下のとおりです。

**【社会・援護局障害保健福祉部 主な説明項目】**

- 1 平成29年度障害保健福祉部予算案について  
(1) 平成29年度障害保健福祉部予算案について
- 2 障害者総合支援法等について

- (1) 改正障害者総合支援法の施行について
- (2) 第5期障害福祉計画に係る基本指針について
- (3) 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて
- (4) 療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて
- (5) 地方分権について

### 3 障害者の地域生活における基盤整備の推進について

- (1) 地域生活支援事業等の拡大について
- (2) 平成29年度予算案における社会福祉施設等整備費について
- (3) 地域生活支援拠点等の整備について
- (4) 放課後等デイサービス、就労継続支援A型の運用の見直しについて
- (5) 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進について
- (6) 相談支援の充実等について
- (7) 障害者虐待の未然防止・早期発見等について
- (8) 発達障害支援施策の推進について
- (9) 医療的ケア児の支援体制の整備について
- (10) 平成29年度障害福祉サービス等経営実態調査の実施について
- (11) 障害者芸術文化活動に対する支援について
- (12) 障害者自立支援機器等の開発促進について

### 4 精神保健医療福祉施策の推進について

- (1) 精神保健福祉法の見直しについて
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
- (3) 依存症対策について

### 5 障害者差別解消法について

- (1) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について

上記「主な説明事項」のうち、障害者支援施設に関連する11つの事項について、主要な説明内容をご報告します。

「2-(1)改正障害者総合支援法の施行について」では、同法の平成30年4月施行（医療的ケア児への支援での自治体における保健・医療・福祉等の連携推進に係る部分のみ既に公布日施行）までのスケジュールが下記の表のとおり示されました。

また、同法の施行に関する関係政省令の改正にむけ、平成29年夏頃までに新たに創設する自立生活援助や就労定着支援等のサービスに係る対象者、内容、期間や、情報公表制度に伴い各施設が公表する情報等の検討を行うことが示されました。

**改正障害者総合支援法の施行について～今後のスケジュール（予定）～**

（「プレゼン-1 障害保健福祉部」7 頁より抜粋）

時期	内容
平成 29 年 2 月	基本指針（厚生労働省告示）の改正案のパブコメ
平成 29 年 3 月 目途	基本指針（厚生労働省告示）の改正
平成 29 年 春頃～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地方自治体において第 5 期障害福祉計画の策定作業</li> <li>・改正法に関する関係政省令等の改正について、社会保障審議会障害者部会で議論</li> </ul> ※報酬改定については、別の検討会で議論
平成 29 年 夏頃～	改正法に関する関係政省令の改正（平成 30 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しく創設するサービス（自立生活援助、就労定着支援等）に係る支援の対象者、内容、期間</li> <li>・介護保険サービスの利用者負担軽減措置の対象者、軽減額</li> <li>・情報公表制度関係（公表する情報など）</li> </ul>
～平成 30 年 3 月 目途	報酬改定に関する関係省令等の改正（サービスの報酬額、サービス事業者の指定要件関係）
平成 30 年 4 月	改正法の施行

「2-（3）障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しについて」では、指定難病の検討状況等をふまえ、今年度に関催を予定している障害者総合支援法対象疾病検討会において、新たに対象となる疾病の検討を行い、平成 29 年 4 月を目途に施行を予定であること、また、対象となる方が必要な障害福祉サービス等を受けることが出来るために、対象疾病が拡大したことなどの制度の周知徹底を行うこと、「難病患者等に対する認定マニュアル（平成 27 年 9 月改訂版）」を、対象疾病の追加等の施行後に、改定版を配布する予定（管内市町村、関係機関等）であることなどの説明がありました。

「2-（4）療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」では、現行法令上に規定がないことから、療育手帳に関する特定個人情報の情報提供を行うことができないこととされていましたが、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）」において、各自治体における独自利用事務条例の制定状況に基づき、情報連携により療育手帳に関する特定個人情報を情報提供できる特定個人情報として整備することとされたため、独自利用事務条例の制定について依頼がありました。

「3-（1）地域生活支援事業等の拡大について」では、平成 29 年度予算案において、地域の特性や利用者の状況に応じ、効率化・重点化を図りつつ事業の着実な実施を図ること（平成 29 年度予算案 454 億円）、また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業を「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5 割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図ること（平成 29 年度予算案 34 億円）を実施することなどの説明がありました[先述。3 頁参照]。

「3-（3）地域生活支援拠点等の整備について」では、平成28年9月時点での全国の整備状況が20市町村および2圏域（全国の自治体数1,741、圏域数352）であるとの調査報告もふまえ、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を推進していくことの説明がありました。

「3-（6）相談支援の充実等について」では、平成28年9月時点における障害福祉サービス利用者に占める計画作成割合は、計画相談支援が96.3%、障害児相談支援が98.8%であり、一部の地方自治体では未だ低調な状況である状況をふまえ、指定相談支援事業所及び相談支援専門員の体制整備や、基幹相談支援センターの設置の促進をすることの説明がありました。

「3-（7）障害者虐待の未然防止・早期発見等について」では、平成27年度の障害者虐待に関する調査結果によれば相談・通報件数と虐待と判断された件数ともに増加していることをふまえ、適切に虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないように障害者虐待防止法の趣旨について周知徹底を図ること、管理者等の研修受講状況について把握し未だ研修を受講していない管理者等に対しては研修受講の徹底を図ることを依頼しました。

「3-（10）平成29年度障害福祉サービス等経営実態調査の実施について」では、障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会報告書（平成27年12月24日）において示された見直しの方向性に基づく平成29年調査における対応方針をふまえ、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、平成30年度報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的に、平成29年5月より標記調査を実施する旨の説明がありました。

「3-（11）障害者芸術文化活動に対する支援について」では、平成29年度予算案において、全国障害者芸術・文化祭の開催や、障害者の芸術活動を支援するモデル事業等のこれまでの取組みのより一層の充実を図るとともに、2020年東京オリ・パラ協議大会における文化を通じた機運醸成に資するため、「障害者芸術文化活動普及支援事業（新規事業）」、「全国障害者芸術・文化祭開催事業」、「障害者芸術・文化祭のサテライト開催（地域生活支援促進事業）」等の充実を図るとの説明がありました。

「3-（12）障害者自立支援機器等の開発促進について」では、障害者の自立や社会参加を促進するために、障害者のニーズをふまえた自立支援機器の開発促進が重要であるため、平成29年度予算案において、「開発を行う中小企業に対する補助率のかさ上げ（補助率：1/2⇒2/3）」、「開発テーマに『障害者の就労支援機器』を追加」し、製品化を加速させることの報告がありました。

「5-（1）障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について」では、昨年4月に施行された障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、取組状況の収集結果に基づき、好事例の紹介がありました。



その他、詳細につきましては、下記 URL をご参照ください。

**[厚生労働省] ホーム>政策について>組織別の政策一覧>平成28年度全国厚生労働関係部局長会議（全体会議・厚生分科会）**

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2017/01/tp0117-1.html>

## 5. 障害福祉サービス事業所等における第三者評価ガイドラインが発出される

福祉サービスの第三者評価事業については、平成26年4月1日付「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（以下、第三者評価指針改正通知）にて全部が改正され、施設及び事業所が主体的かつ継続的に質の向上に取り組めるよう、共通評価基準ガイドラインを見直すとともに、同ガイドラインの趣旨・目的及び評価内容の理解が促進されるよう、判断基準ガイドラインの見直し等がなされてきました。

そのなかで、障害福祉サービス事業所等における第三者評価事業については、第三者評価指針改正通知を受けて、全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上委員会」で見直しに向けた検討が行われ、今般、共通評価基準ガイドライン及び共通評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインが取りまとめられました。これとともに、2月2日付で、厚生労働省より各都道府県知事に向け、改めて第三者評価事業の周知と実施促進を呼びかける通知が発出されました。

見直しの内容としては、障害福祉サービス事業所等での評価が円滑に実施されるようにするため、本来の趣旨が変わらぬよう配慮しつつ、「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」、「障害者・児福祉サービス事業所等独自の内容の付加」が行われ、共通評価基準及び判断基準並びに評価の着眼点、評価基準の考え方及び評価の留意点についての解説版が作成されました。

また、共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても項目の整理が行われ、判断基準等の内容の見直し・改定が行われました。

詳細は下記のURLをご参照ください。

**[全国社会福祉協議会ホーム] > 福祉サービス第三者評価事業 > 第三者評価事業 > 第三者評価事業 評価基準について > 障害者・児福祉サービス（平成29年2月2日）**

<http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>

## 6. 「障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部を改正する件（案）」が示される～障害福祉人材の処遇改善案について、3月1日までパブリックコメントを実施～

厚生労働省は1月18日付で事務連絡「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定の概要等について」を各自治体宛に発出しました。今通常国会で審議される平成29年度予算案の中で、介護人材・障害福祉人材の処遇改善（月額平均1万円相当）等に係る予算（「介護人材等の確保、生産性の向上」）が437億円計上されていますが、この予算に基づく「障害福祉人材

の処遇改善」については、うち120億円の予算計上がなされ、平成29年度に臨時に障害福祉サービス等報酬改定を実施することで対応することとし、その詳細が示されました。

具体的には「福祉・介護職員処遇改善加算」について、平成29年度からは福祉・介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乘せ評価を行う加算が創設されます。既存の2つのキャリアパス要件（要件ⅠとⅡ、以下参照）に加えて「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること」との3つ目のキャリアパス要件（要件Ⅲ）を新設し、3つの全ての要件を満たす場合に、新たな加算Ⅰ（月額3万7,000円相当＝旧加算Ⅰの月額2万7,000円相当＋1万円）が適用されることとなります。

**【キャリアパス要件】**（資料より抜粋）

要件Ⅰ： 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること

要件Ⅱ： 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

要件Ⅲ： 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること （新設）

※ 就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

なお、上記「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定案」について1月31日付けで同案がパブリックコメントに付されました。期間は3月1日までです。

以下、改正の概要等をパブリックコメントの資料より抜粋しておりますのでご参照ください（詳細は下記URL参照）。

（※資料より抜粋）

**平成29年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正について**

**1. 改正の概要**

- 障害福祉人材の処遇について、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成29年度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行うために、平成29年度に臨時に報酬改定を行う。
- このため、下記の関係告示を改正し、事業者が昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みを構築した場合に、報酬算定において、手厚く評価を行えるよう新たな区分を設ける。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること（就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む）」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。

※上記改正に伴う、福祉・介護職員処遇改善加算の区分と加算率については、別紙のとおりとする。

< 2. 3略 >

#### 4. 今後のスケジュール

公布日：平成29年3月下旬（予定）

施行日：平成29年4月1日（予定）

#### 【別紙】福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率について

※ 新設の加算Ⅰの加算率

生活介護：4.2％／施設入所支援：6.9％／就労移行支援：6.7％／就労継続支援A型：5.4％／  
就労継続支援B型：5.2％／共同生活援助（指定共同生活援助）：7.4％／共同生活援助（外部  
サービス利用型指定共同生活援助）：17.0％

【電子政府の総合窓口】ホーム>パブリックコメント（意見募集中案件）>障害福祉サービス等報酬  
改定に伴う関係告示の一部を改正する件（案）の御意見の募集について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160370&Mode=0>

#### 7. 厚生労働省より自治体に「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難 訓練の実施の点検及び指導・助言」が依頼されています

～今後、自治体より非常災害対策計画の策定、避難訓練の実施状況等の点検が障害者  
支援施設・事業所に対して行われます～

厚生労働省は2月1日に標記通知（障害福祉課長通知）を都道府県・指定都市・中核市の  
障害保健福祉主管部局宛に発出しました。

本通知では、8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生による認知症高齢  
者グループホームでの痛ましい被害をふまえ、障害者支援施設等においても、自力避難困難  
な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む  
各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があり、「障害者支援施設等における利用者の安全  
確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日付障害福祉課長  
通知）（障害福祉関係ニュース341号[平成28年9月27日]参照）に基づき、障害者支援施設  
等の非常災害対策に万全を期するよう、各自治体に依頼しています。

また、同通知では、都道府県等が、管内の障害者支援施設等の水害・土砂災害を含む非常  
災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況（実施時期等）を点検し、計画が策定されて  
いない場合や避難訓練が実施されていない場合は管内の障害者支援施設等に対し指導・助言  
を行い、その結果について都道府県等ごとに把握し、厚生労働省に対し報告するように依頼  
しています。

これに基づき、各自治体において、指定した障害者支援施設等の計画の策定状況・避難訓  
練の実施状況の点検が行われることとなります。厚生労働省は各自治体に3月15日までの点  
検結果の報告を依頼しています。よって、2～3月の1か月程度の期間での報告が各自治体  
から求められることが想定されますので、関係施設・事業所におかれましてはご承知おきい  
ただきますようお願いいたします。

## 8. 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理の基準が発出される

厚生労働省は1月24日に、改正社会福祉法の平成29年4月施行事項に係る社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定等に係る事務処理の基準（「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」）を示した通知「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」と、控除対象財産の算定における一般的な自己資金比率等を示した「『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』に基づく別に定める単価等について」を発出しました。

社会福祉充実残額の算定にあたっての係数は、案の通り「1㎡当たりの建設等単価：250,000円」「一般的な自己資金比率：22%」「大規模修繕に必要な費用割合：30%」と定められました（建設工事費の上昇率については別表の通り、以下のURLよりご参照ください）。案からの主な変更点としては、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定メルクマールの中で、「○：社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となるもの」とされていた『1年以内回収予定長期貸付金』が「◎：控除対象となるもの」へ変更されています。

その後、2月6日に事務連絡「改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査（平成29年1月20日時点）の結果等について」が発出され、その中で「『社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について』等に関するQ&A」の改訂についても各自治体に通知されました。

準備進捗等調査結果によれば、平成29年1月20日時点で、定款変更が認可済となった法人は全体の30.2%（6,118法人）、一方で未申請の法人は40.3%（8,163法人）に達しています。

Q&Aの改訂については、「問12-4」が以下のとおり修正されておりますので、ご確認ください。

### 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A

#### 問12-4

新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも2回開催することが必要なのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問3 同旨（修正）】

（答）

1. 定款変更認可後に②の理事会を開くことが適当であるが、定款変更の認可を前提として、評議員選任・解任委員会設置に係る議案を①と同じ理事会で審議することも可能である。
2. ただし、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定については、所轄庁の定款変更の認可後でなければならぬが適当であるが、制度改革に伴う今年度の手続に限り、例えば、定款変更の申請後一定期間を経過しても所轄庁の認可がない等、平成29年3月31日までに新たな評議員の選任を行うことが困難な場合には、定款変更の認可を前提として、認可前に評議員選任・解任委員会の開催及び評

議員選任・解任委員会による評議員の選定を行うことも差し支えない（評議員に関する定款上の規定が法令及び通知等に違反している場合を除く）。

1月24日付で発出された通知等と、パブリックコメントで寄せられた意見と厚生労働省の見解については、以下のURLに掲載されていますので、詳細はこちらからご参照ください。

**【厚生労働省】ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>生活保護・福祉一般>社会福祉事業と社会福祉法人制度>社会福祉法人制度改革について**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

- ※・平成29年1月24日発出通知（「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準について」）
  - ・平成29年1月24日発出事務連絡（社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&Aについて）
- の箇所をご参照ください。

**【電子政府の総合窓口】ホーム>パブリックコメント（結果公示案件）>結果公示案件詳細>「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（案）」に対する意見の募集の結果について**

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160311&Mode=2>

## **9. 平成29年度社会福祉主事資格認定通信課程 募集期間の延長（中央福祉学院） ～民間社会福祉事業職員課程・春期コース～**

全国社会福祉協議会・中央福祉学院では、標記通信課程の平成29年度受講者を募集中です。本通信課程は、民間社会福祉事業の現場に現在勤務している職員が、社会福祉主事任用資格を通信教育により取得することを目的として開講するものです。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、障害者支援施設等障害関係施設の多くの現場においても、職員の基礎的な資格として広く取得され、準用されています。

標記課程は、約40年の実績を有する伝統ある通信課程であり、社会福祉法人や民間企業等を含め、年間5,500名（春・秋コース通算）の方に受講いただいています。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、社会福祉士通信課程短期養成施設の入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

本課程の受講申込期間を、当初の締切日（1月31日）から、平成29年2月28日（火）まで延長しておりますので、関係施設・事業所におかれましてはぜひ受講についてご検討いただきますようお願いいたします。

### 平成29年度社会福祉主事資格認定通信課程の概要

- (1) 受講期間： 平成29年4月～平成30年3月（1年間）
- (2) 学習内容： 自宅学習による答案作成（16科目）、面接授業（5日間）
- (3) 受講料： 87,400円（消費税込額。添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む）  
※ 面接授業時の交通費・宿泊費等は別途
- (4) 受講資格： 社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業の届出をした民間の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた民間の施設・事業所に従事していること。
- (5) 申込期限： 平成29年2月28日（火）【当日消印有効】
- (6) 詳細・申込： 中央福祉学院ホームページ (<http://www.gakuin.gr.jp/>)

### 10. 2017年度・第42期福祉施設長専門講座 募集期間の延長（中央福祉学院）

全国社会福祉協議会・中央福祉学院では、社会福祉施設における経営課題の分析や経営資源の活性化、サービスの質の向上、人材の育成、地域福祉の拠点としての役割など、社会福祉施設の経営および運営管理に携わる施設長の役割が、近年ますます重要となっている状況をふまえ、標記講座を開講します。

本講座は社会福祉施設長に求められる専門知識や管理能力などを学習し、よりいっそう実践能力を高めることを目的とし、①経営管理、②サービス管理、③地域における公益的取組の3分野の演習を中心に、スクーリングやレポート提出による実践的に学習できるプログラムとなっています。

本課程の受講申込期間を、当初の締切日から、平成29年3月15日（水）まで延長しておりますので、関係施設・事業所におかれましては是非受講についてご検討いただきますようお願いいたします。

### 2017年度・第42期福祉施設長専門講座の概要

- (1) 受講資格： 社会福祉施設長（管理者）または理事長・理事等であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、さらに次のいずれかに該当する方
  - ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した方
  - ②社会福祉主事（3科目主事を除く）、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員資格のいずれかを有する方
  - ③上記①②以外の方であって、2年以上施設長の職にある方
 ※ 施設長相当の業務を担当していれば、社会福祉施設長（管理者）または理事長・理事以外の役職であっても受講可能。
- (2) 受講期間： 平成29年4月1日～平成30年3月31日（下記日程でスクーリングを開催）
  - 第1回：平成29年6月17日（土）～6月20日（火）
  - 第2回：平成30年2月17日（土）～2月20日（火） ※ 両回とも出席
- (3) 定員： 200名

- (4) 費用：205,700円（消費税等込）  
(5) 申込期限：平成29年3月15日（水）まで延長《当日消印有効》  
(6) 詳細・申込：中央福祉学院ホームページ (<http://www.gakuin.gr.jp/>)

## 11. 日本テクノエイド協会「介護ロボットフォーラム2016」のご案内

高齢者・障害者介護の現場では、介護人材の不足や職員の腰痛等が喫緊の課題となっており、介護ロボット等を活用した新たな介護技術の開発に大きな期待が寄せられています。

こうした背景をふまえ、公益財団テクノエイド協会では、今般、既に商品化あるいは、近々商品化を予定している介護ロボット等を一堂に集めた「介護ロボットフォーラム2016」を開催します。

入場無料、入退場は自由です。詳細は以下ご参照ください。

### ◆日時

平成29年3月1日（水）11:00～16:30

### ◆会場

TOC有明（東京都江東区有明）[会場地図はこちら](#)

4階コンベンションホール EAST/WEST ホール <http://www.toc-ariake.jp/>

### ◆主な内容

- 最新介護ロボットの展示および説明、相談会
- 介護ロボットシンポジウムの開催
- 介護ロボット導入好事例の表彰及び最優秀賞の決定

### ◆開催要綱・参加申込

以下のURLよりダウンロード・お申込みください。

[http://www.techno-aids.or.jp/robot/jigyo.shtml#tab29\\_detial](http://www.techno-aids.or.jp/robot/jigyo.shtml#tab29_detial)